

○福井県個人番号の利用等に関する条例

平成二十七年十二月二十二日福井県条例第四十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項および第十九条第十号の規定に基づき、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号等の利用範囲)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務および知事または教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 知事または教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 4 第二項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる情報照会機関が、同表の第三欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（令和元年十月九日福井県条例第九号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月十九日福井県条例第十号）
この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月十五日福井県条例第三十五号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

執行機関	事務
1 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金法」という。）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者に対する授業料等の減免に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1の2 知事	私立の高等学校または中等教育学校の後期課程が置く専攻科（二の項において「高等学校等専攻科」という。）に在学する生徒に対する授業料のための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）または高等学校等専攻科に在学する生徒または学生の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。十四の項において同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	私立の小学校、中学校等の児童または生徒の保護者等に対する修学のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	外国人に対する生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定および実施、就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	福井県心身障がい者扶養共済制度に関する条例（昭和三十九年福井県条例第三十九号）による掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの
6 知事	療育手帳（知的障害があると判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
7 知事	二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）またはその被扶養者（二十歳未満の者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務

	であって規則で定めるもの
8 知事	特定不妊治療（体外受精または顕微授精による不妊治療をいう。九の項において同じ。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 知事	不妊検査または一般不妊治療（特定不妊治療以外の不妊治療をいう。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 知事	肝炎の治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 知事	肝炎の検査に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 知事	肝がんまたは肝硬変（重度のものに限る。）の治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和四十七年福井県条例第六号）による県立高等学校の授業料の減免等に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年福井県条例第二十五号）による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	福井県奨学育英基金管理規則（昭和四十五年福井県教育委員会規則第八号）による奨学金の貸付け等に関する事務であって規則で定めるもの
17 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
18 教育委員会	県立の中学校における学校給食費の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	別表第一の二の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	1 生活保護法による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		2 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	別表第一の四の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
3 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報を含むものに限る。）であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 知事	別表第一の五の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	1 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 2 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 知事	別表第一の六の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
6 知事	別表第一の七の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第三（第四条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務で	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支

	あって規則で定めるもの		弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。二の項において同じ。）であって規則で定めるもの
2 知事	別表第一の四の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	別表第一の十三の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	別表第一の十四の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	別表第一の十六の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	別表第一の十七の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	法別表第二の第二欄に掲げる事務（当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報を含むものに限る。）であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの